

市街化調整区域における容積率等の指定方針の概要図

市街化調整区域

指定方針1. 市街化調整区域の一般的な地域

400/70

勾配1.5

31m+勾配2.5

指定方針2. 他法令の規制地区

①.風致地区

(イ) 既存建築物が
ほとんど立地
していない地域

80/30 又は

100/40

(ロ) 既存集落地域

200/60

200/70

100/50 等

②.自然公園

③.景観・環境保全地区

④.近郊緑地保全区域

200/60

100/50

100/60

200/70 等

⑤.農業振興地域の
農用地区域

80/50

勾配1.25

20m+勾配1.25

勾配1.5

指定方針3.

市町村及び地域住民のまちづくりを尊重する地区

200/60

80/50、100/60 等

勾配1.25

20m+勾配1.25

指定方針4.

「都市計画法に基づく開発許可に関する条例」
に基づいて指定される区域

200/60

100/50、100/60、200/70 等

勾配1.25

20m+勾配1.25

勾配1.5

<凡 例>

容積率/建ぺい率

容積率/建ぺい率

容積率/建ぺい率

道路斜線 (勾配1.5)

道路斜線 (勾配1.25)

道路斜線 (勾配1.5)

隣地斜線 (31m+勾配2.5)

隣地斜線 (20m+勾配1.25)

: 標準基準値

: 個別基準値 (基本)

: 個別基準値 (基本以外)